

## 1 議 事 日 程

〔令和4年太宰府市議会 環境厚生常任委員会〕

令和4年6月16日

午前10時00分

於 全員協議会室

日程第1 議案第35号 太宰府市税条例等の一部を改正する条例について

### 2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	小 畠 真由美 議員	副委員長	長谷川 公 成 議員
委員	原 田 久美子 議員	委員	船 越 隆 之 議員
〃	森 田 正 嗣 議員	〃	今 泉 義 文 議員

### 3 欠席委員は次のとおりである

な し

### 4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（2名）

市民生活部長	中 島 康 秀	税 務 課 長	田 代 浩
--------	---------	---------	-------

### 5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	木 村 幸代志	議 事 課 長	花 田 敏 浩
書 記	阿 部 宏 亮		

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから環境厚生常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。

直ちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第1 議案第35号 太宰府市税条例等の一部を改正する条例について**

○委員長（小島真由美委員） 日程第1、議案第35号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（田代 浩） おはようございます。

議案第35号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は23ページから29ページ、条例改正新旧対照表は13ページから25ページでございます。

今回の改正は、令和4年度税制改正により、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、太宰府市税条例等の一部を改正するものでございます。

主な内容につきましては、登記事項についてDV被害者等の申出を行った登記名義人の住所に代わる事項が追加されたことにより、固定資産課税台帳の閲覧、証明書交付について、住所に代わる事項を表示しなければならなくなること、住宅借入金等特別税額控除の延長、見直し、その他法律改正による規定の整備等に伴う改正でございます。

それでは、条例改正新旧対照表の13ページをお願いします。こちらに沿って説明してまいります。

第1条、太宰府市税条例の一部改正。

まず、第18条の4（納税証明書の交付手数料）ですが、固定資産課税台帳記載事項証明書の交付等を行う際、DV被害者等の登記簿上の住所が含まれる場合は、当該住所に代わり、新たに登記所から通知される事項（住所に代わる事項）を記載しなければならないこととなります。

この市税条例の改正につきましては、令和6年4月1日施行でございます。

次に、第33条第4項及び第6項（所得割の課税標準）ですが、個人住民税の上場株式等の配当等及び株式譲渡所得について、現行、納税義務者が所得税の確定申告と個人住民税の申告を行うことにより、異なる課税方式の選択が可能となっておりますが、所得税と個人住民税とで課税方式を一致させることとなり、総合課税または分離課税、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用を確定申告書の記載によってのみ適用するものです。

次に、第34条の9第1項及び第2項（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）ですが、総合課税または分離課税がある場合の特別徴収税額の税額控除について、確定申告書によって行うこととするものです。

次に、第36条の2第1項（市民税の申告）ですが、公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定の整備、同条第2項については、引用条項の項ずれにより改正するものです。

次に、第36条の3第2項及び第3項についてですが、字句の修正を行うものです。

今説明しました第33条から第36条の3までの市税条例の改正につきましては、令和6年1月1日施行でございます。

次に、第36条の3の2第1項（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）ですが、記載事項に退職所得等に係る所得を有する一定の配偶者の氏名を追加するものです。

次に、第36条の3の3第1項（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）ですが、退職手当等を有する一定の配偶者及び16歳超の扶養親族を有する者について、提出義務を追加し、記載事項に配偶者の氏名を追加するものです。

今説明しました第36条の3の2及び第36条の3の3の市税条例の改正につきましては、令和5年1月1日施行でございます。

次に、第48条第15項（法人の市民税の申告納付）ですが、字句の修正を行うものです。

この市税条例の改正につきましては、公布の日から施行でございます。

次に、第73条の2（固定資産課税台帳の閲覧の手数料）及び第73条の3（固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料）ですが、固定資産課税台帳の閲覧、証明書の交付の際、登記所からのDV被害者等に係る住所に代わる事項を表示しなければならないとするものです。

この市税条例の改正につきましては、令和6年4月1日施行でございます。

次に、附則第7条の3の2第1項（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）ですが、適用期限を令和20年度の個人住民税まで、居住年を令和7年まで延長するものです。

この市税条例の改正につきましては、令和5年1月1日施行でございます。

次に、附則第16条の3第2項（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）ですが、申告分離課税について所得税で適用を受けた場合に限り適用するものです。

この市税条例の改正につきましては、令和6年1月1日施行でございます。

次に、附則第17条の2第3項（優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）ですが、引用条項が適用期限到来により削除となるため、規定の整備を行うものです。

この市税条例の改正につきましては、令和5年1月1日施行でございます。

次に、附則第20条の2第4項（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）、次の附則第20条の3第4項及び第6項（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）ですが、所得税と個人住民税とで課税方式を一致させることと

なり、確定申告書に記載がある場合にのみ適用するものです。

この市税条例の改正につきましては、令和6年1月1日施行でございます。

次に、附則第26条（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）ですが、住宅借入金等特別税額控除の延長により、規定の削除を行うものです。

この市税条例の改正につきましては、令和5年1月1日施行でございます。

次に、第2条、太宰府市税条例の一部を改正する条例の一部改正。

第2条及び附則第2条（市民税に関する経過措置）ですが、公的年金等受給者の扶養親族申告書の改正に伴い、規定の整備を行うものです。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） 地方税法の改正に伴う条例の附則のところを符合させるといいますか、整合性を保たせる改正だというふうに理解させていただいておりますので、ただ私がお尋ねすることが、自分でもちゃんと整理されているかどうか分かりませんが、幾つかこれはどうなっているのかなと思うことについて、お答えいただければありがたいと思います。

まず、条例第18条の4ということで、納税証明書の交付の手数料ということで記載されているわけですが、これは手数料条例としても符合しているわけですが、DV被害者の個人住所が不動産登記法の登記の中に登記条項として載せられていることが、そのまま名寄帳とか、そういう市税のほうの固定資産税の台帳のほうに移記されるということで、DV被害者等の犯罪といいますか、そういうものを防ぐことができないという立法背景があったと思いますけれども、最終的にはこれは、不動産登記法の住所に代わる連絡先というのは、どういったものが想定されていてというふうに理解されているのか、まずはその点を教えてください。

○委員長（小島真由美委員） 税務課長。

○税務課長（田代 浩） 国のほうで想定をされているのは、ご本人さんの親族の方の住所であったり、DV被害の支援団体の住所等が想定されているということでございます。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） 続けてですけれども、後のほうに閲覧の手数料300円と、それから証明書の交付手数料300円ということが別条項として記載されておりますけれども、これは前から、両方とも全然別条項で、この手数料の根拠規定というのは設けられていたんでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 税務課長。

○税務課長（田代 浩） もともと別に、はい。

○委員長（小島真由美委員） 森田委員は、ほかには大丈夫ですか。いいですね。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） ありがとうございます。

少し、私もよく分からないんですが、特定配当等に関する課税、市民税について、そのもう一つの類型として、特定株式等譲渡行為、金額に対する市民税というものが想定されているようなんですけれども、それで間違いないんでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 税務課長。

○税務課長（田代 浩） この分は、所得税と住民税で配当等の所得と株式譲渡等の所得については、今現在は異なる課税方式が選択をできるというふうになっております。ですので、条文としては別の形にはなりますけれども。

○委員長（小島真由美委員） 森田委員。

○委員（森田正嗣委員） 多分ここが、条例の第34条の9というところが、最終的には、私が言っていることは間違いかもしれませんが、市税として出されてきた総額に対する控除額のものとして、配当割り額と、それから譲渡割額の控除という2つが予定されていますけれども、それが今おっしゃったことに対応するようなことなんでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 税務課長。

○税務課長（田代 浩） 例えば配当所得の場合ですと、配当所得が支払われるときに、源泉徴収で所得税と住民税が差し引かれて支払われております。その確定申告をして、例えば配当所得の場合ですと、総合課税を選択されるという方が多いんですけれども、総合課税を選択しますと、税率が一番低い税率で5%になります。それで、源泉徴収されております税率というのが、所得税が15.315%、住民税分が5%ということになっておりますので、確定申告をされて、所得税の還付を受けられるというパターンですね。それで、住民税は申告不要を選択されるというようなパターンが結構ございます。住民税のほうで申告不要を選択しますと、住民税のほうは既に5%源泉徴収されていますので、この分は当然支払う必要はなくて、あと所得のほうにも加算されませんので、国保税とか、他の制度のほうにも影響を及ぼさないということで、そういう形で選択をされる方が多いということです。

それで、この配当割と株式譲渡割というのは、源泉徴収をされた住民税分を確定申告書に記載していただいたら、住民税の税額計算のときにその分は差し引いて、既にお支払いをされていますので、差し引いて計算をするということになります。ですので、この条文については、既に支払った源泉徴収をされている住民税の額ということの規定になります。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

原田委員。

○委員（原田久美子委員） 太宰府市税条例等新旧対照表の18ページなんですけれども、現行では(4)がありません。それで、今度は追加ということで(4)を略ということでされていますけれども、略ということは、現行のほうに(4)があるべきではないかと思ひまして、質問させていただきました。

○委員長（小島真由美委員） 税務課長。

○税務課長（田代 浩） 第2号ですね。右側のほうの第2号のほうに特定配偶者の氏名というのが追加されて、号がずれているような形になっております。

○委員（原田久美子委員） それで、(4)が追加ということですね。

○税務課長（田代 浩） はい。

○委員（原田久美子委員） だから、(3)現行の(3)が(4)になるということで理解していいんですかね。特定配偶者の氏名が(2)になったわけでしょう。この現行による(3)はそのまま生きるということですね。(4)は、それが1つ入ったから(4)になるんだったら、(4)は何の略なのかなあとって。

○委員長（小島真由美委員） 市民生活部長。

○市民生活部長（中島康秀） この分については、第2号が追加されて、もともとの第2号が第3号になり、もともとの第3号が第4号になります。もともとの第2号、第3号については、第3号、第4号に代わりますけれども、中身については変わらないので略という表記になっております。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第35号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第35号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時19分〉

○委員長（小島真由美委員） 以上で当委員会に審査付託された案件の審査は全て終了いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

以上で環境厚生常任委員会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 異議なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） 以上をもちまして環境厚生常任委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時20分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和4年8月18日

環境厚生常任委員会 委員長 小 島 真由美